

【単元の指導計画】消費生活と経済（5 時間扱い）

授業 日時	学習内容	学習活動・ねらい	関	思	技	知	評価基準
11 月 13 日 14:25 ～15:15	・家計について知る 【授業レポート①】	■シリーズ教材お金のキホン アクティブラーニング型授業 プログラム家計管理編 ・仕事と生活の関連について 知る。	○	○			・働き方と生涯年収の違いやリ スクについて積極的に学ぼうと している。 【思考・判断・表現・知識】
1 月 28 日 13:25 ～14:15	・社会への扉 ー 12 のクイズで学ぶ 自立した消費者 ー 【授業レポート②】	・契約について知る。 ・クレジットの仕組みや投資 について知る。		○		○	・契約やクレジットカードの仕組 みを理解できたか。 ・電子マネーの活用を考えられ たか。 【思考・判断・表現・知識】
1 月 28 日 14:25 ～15:15	・生活情報の活用と 契約 ・消費者問題と消費者 の権利と責任 【授業レポート③】	■シリーズ教材お金のキホン マナブとメグミのお金のキホン BOOK ・不当表示の事例調査（冬休 み）を活用しつつ、様々な悪 質商法からクーリング・オフな どの手順を学ぶ。		○		○	・商品の表示や根拠となる法 律、契約について知る。情報 の鮮度と歪度について知る。 【知識・理解】
2 月 4 日 13:25 ～14:15	・持続可能な社会の ために 【授業レポート④】	■シリーズ教材お金のキホン マナブとメグミのお金のキホン BOOK ・環境問題と生活との関わり について知り、改めた方が良 いことについて考える。		○		○	・生活と環境との関わり、生産 者の生活を守ることに ついて知る。 【思考・判断・表現】
2 月 4 日 14:25 ～15:15	・悪質商法の実例から その心理と解決法を 考える 【授業レポート⑤】	・騙されてしまう心理的背景と その解決法を考える。	○	○			・事例ごとの手口の巧妙さを理 解し、解決を図ろうとしている。 【関心・意欲・態度・理解】 【思考・判断・表現】

【単元の評価基準】

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
・生涯を見通した自己の生活 について考えようとしている。 ・消費者問題発生の社会的 背景について考察する。	・各自の消費行動と家族や 地域社会における消費総 量の問題を関連づけ、持続 可能な社会を目指すために 適切に判断し、表現してい る。	・生涯を見通した家計管理や 資金計画ができる。 ・消費行動における適切な意 思決定に基づいて行動でき るようにする。	・消費生活の現状と課題や 消費者の権利と責任につ いて理解する。 ・生活と環境の関わりにつ いて理解する。

【学習指導案】

1 時間目

(1) 目標 ひとり暮らしの家計から家計管理を考える。

(2) 展開

思考力・判断力・表現力を育成するための学習法			協調学習
過程	時間	学習活動	指導上の留意点／○は評価
導入	4 分	1.ひとり暮らしにかかる費用を考えてみることで、家計への興味を持つ。 1ヶ月にかかる費用をイメージさせる。(1 分) 家計の費目について考えさせ、例を提示する。(3 分) ■個人 WS を配布する	★電卓の使用を推奨 ・生徒の関心を高める ・ひとり暮らしに必要な費用について簡単に説明する。
展開	6 分	2.理想のひとり暮らしについてのシミュレーションを通して収入と支出のバランスを考える。 提示された 3 つの例をもとに、ひとり暮らしにかかる費用を考える。(6 分) 〈ワークの流れ〉 ① ■ひとり暮らしオーダーシートを配布 ②〈個人 WS〉個人でランクと金額を記入し、支出合計を算出する(3 分) ③ ■グループ WS 配布 ④〈グループ WS〉メンバーで話し合い、ランクとグループ金額を記入し、支出合計を算出する(3 分) ⑤各グループの合計額をシェアする	○与えられた情報を読み取り、他の班に説明できるようにさせる。 【関・思】 ・活発な意見交換ができているか、参加できない生徒はいないか机間指導を行う。 ・スムーズに移動させる。
	3 分	収支がかけ離れていることに気付く(3 分) ⑥依頼者の収入状況を提示、グループ WS への記入指示 ⑦〈グループ WS〉手取り額－支出を合計し、差額を算出	・スムーズに移動させる。 ○それぞれに持ち寄った情報から発表内容をまとめさせる。 【関・思】
	15 分	3.収入に合わせてオーダー通りの生活を調整することで、家計管理を体感する。 オーダー通りの生活費を調整し、現実的な生活費に修正する。(15 分) 〈グループ WS〉 ⑧どの費目で調整するかを検討 ⑨費目の金額を調整し、合計調整金額を算出。差額と比較して手取りの範囲で収まっているかを確認 ⑩手取りの範囲で収まっていれば、調整後金額と調整後ランクを記入し、調整後金額の合計を算出。〈個人 WS〉に各合計金額を転記。	○情報交換からどのように結論を導いているのかを観察する。 【思】
展開	10 分	4.グループ間での事例の共有を通して、家計管理の大切さに気付く。 それぞれのグループのアドバイスをシェアする。(10 分) 発表手順(1 グループ 1 分)～以下のポイントを発表～ ①調整前後の金額 ②アドバイス 生徒の感想を聞きながら共有した内容をまとめる。(2 分)	
まとめ	10 分	5.家計管理の必要性や重要なことについてまとめる 家計管理の大切さについてメッセージを伝える。(5 分) 家計管理で大切なポイントを振り返り、自身の考えをまとめる。(5 分)	○エキスパート資料の解説をする。各班からの発表内容と自らの考えをまとめさせる。 【関・思】

2 時間目

(1) 目標 契約について知る。

(2) 展開

思考力・判断力・表現力を育成するための学習法			クイズ・間違い探し
過程	時間	学習活動	指導上の留意点／○は評価
導入	3 分	1.2022 年 4 月から施行される 18 歳成年を踏まえ、「社会への扉」を活用した授業内容について興味を持つ。 埼玉県内の高等学校では、2 年生までに家庭科授業で「社会への扉」に記載されている内容を学習することを伝える。(3 分) ■個人 WS を配布する	・生徒の関心を高める。 ・18 歳成年について説明する。
発展	5 分	2.「社会への扉」12 のクイズに挑戦する。 提示された 12 のクイズの回答（三択問題）を考える。(5 分)	○クイズの問題文をしっかりと読み、解答している。 【思】
	8 分	3.クイズの回答と内容について確認する。 Q1.店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？ A1.③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。 契約書やサインなどは証拠を残すためのものでもあり、口約束でも契約が成立する。 Q2.店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？ A2.①解約できない。 返品に応じる店もあるが、それはサービスの一環であり、自己都合では解約できない。	○契約について知る。 【知】
	10 分	<u>契約とはどのようなことなのかを確認する。(10 分)</u> ・5 つの事例が契約かどうか考える ・穴埋めで契約について正しい知識を身に付ける。 ・発展学習として、民法上の 13 種類の契約を知る。	
	10 分	<u>「ブラックプラン契約書」を読み、契約として不適切な内容を見つけ出す。(10 分)</u> ・営業区域 ・通話料 ・料金の計算方法 ・契約解除方法 ・基本使用料等の支払い義務 ・初期契約解除制度 ・合意管轄 ・※1、※3 ※4 Q3.17 歳の高校生が、保護者に内緒で 10 万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？ A3.②未成年者取消しができる 未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。成人して間もない人が悪徳商法などのターゲットにされやすいことを踏まえ、正しい知識を身に付けておくことの必要性を伝える。 Q4.街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて 10 万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？ A4.③契約してから 8 日間であれば、クーリング・オフできる。 消費者トラブルになりやすい取引は、クーリング・オフできることが特定商取引法で決められている。 Q5.ネットショップで T シャツを買ったけれど、似合わない。クーリング・オフできる？ A5.①クーリング・オフできない。 ネットショッピングは法律上のクーリング・オフ制度はない。ショップ独自に返品可否のルールを定めているため、利用前の確認が必要。	○ブラックプラン契約書の不適切な点を指摘できる。 【思】
	5 分	<u>こんなネットショップには注意！を見て、注意点を確認する。(5 分)</u> ・URL が不自然 ・連絡先が E メールのみ ・極端な値引き ・支払方法が銀行振込のみ ・不自然な日本語表現 など	○危険なネットショップについて知る。 【知】

3 時間目

(1) 目標 お金について理解する。

(2) 展開

		思考力・判断力・表現力を育成するための学習法	クイズ
過程	時間	学習活動	指導上の留意点／○は評価
導入	3 分	1.11 月に実施した家計管理アドバイザーとして依頼者の夢を叶える 1 ヶ月の家計を考えた活動を振り返る。 ・可処分所得は思っている以上に少ないこと。 ・収入と支出のバランスを考えた生活をする必要があること。	・生徒の関心を高める。 ・収入と支出のバランス、お金との関わり方について説明する。
発展	10 分	2.「社会への扉」12 のクイズの回答と内容について 3 時間目の内容から続けて確認する。 Q6.買物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？ A6.②クレジットカードで買う。 クレジットは信用という意味、消費者・カード会社・加盟店の三者間契約である。 Q7. クレジットカードの支払方法で、1 つ 1 つの商品の残高が分かりにくいのは？ A7.リボルビング払い（リボ払い） 定期的な支払いが長くなりがちで、手数料がかさみ、支払総額が増えること、残高が分かりにくくなる。 Q8.自動車教習所へ通うため金融機関から 20 万円を年利（金利）17%で借りた。毎月 5,000 円ずつ返済した場合の返済総額は？ A8.③約 29 万円（60 ヶ月（5 年）で完済（返済が終了）する。） 金融機関からお金を借りた場合、利息をつけて返済すること、クレジットもローンも借金なので、返すことができるかを考えて活用する必要がある。 Q9.「必ずもうかる投資」ってあるの？ A9.「必ずもうかる投資」はない。	○クレジットカードの仕組みについて知る。 【知】 ○支払い方法について知る。 【知】 ○投資について知る。 【知】
	5 分	マナブとメグミのお金のキホン BOOK p 13～16 で確認。（5 分） ・資産運用に適したお金 ・金融商品の種類と 3 つの性格 ・金融商品ごとのリスクとリターンの特徴 ・資産運用の 3 つのポイント ・積立 Nisa と iDeco について	○積立 Nisa と iDeco について比較できる。 【思】
	5 分	Q10.製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？ A10.欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。 製品事故やリコール情報は、消費者庁ウェブサイトで確認できる。	○相談機関について知る。 【知】
	5 分	Q11.消費生活について相談したいときにかける電話番号は？ A11.消費者ホットライン 188（いやや）番 対応した消費生活センター・担当者名を確認する必要がある。	○消費者信用について知る。 【知】
	5 分	Q12.消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？ A12.消費生活センターや事業者（お客様相談室）に相談する。 消費者市民社会の実現に向けて、消費者として責任ある行動をすることの必要性和重要性について。	
	10 分	3.消費者信用（キャッシュレス決済、クレジットカード）について正しい知識を身に付ける。 ①個人 WS で消費者信用について確認（穴埋め） ・販売信用 ・消費者金融 ・担保 マナブとメグミのお金のキホン BOOKP19～23、25 で確認。（10 分） ②キャッシュレス決済支払いのタイミング 前払い・同時支払い・後払い ③決済方法の種類 プリペイドカード、デビットカード、銀行振込み、クレジットカード、代引き →カード名・内容・種類について WS の穴埋めで確認 ④ポイントサービスについて ポイントを貯めるための買物はしない、ポイントの還元率の違いを確認 ⑤クレジットカードについて→WS の穴埋めで確認	

4 時間目

(1) 目標 消費と環境、国際社会との関わりについて知る。

(2) 展開

思考力・判断力・表現力を育成するための学習法			クイズ
過程	時間	学習活動	指導上の留意点／○は評価
導入	3 分	1.前半はクレジットカードの仕組みや悪質商法など消費社会について、後半はSDG s など消費と環境について理解していくことを伝える。 ・前時からの引き続きで、マナブとメグミのお金のキホン BOOK を資料として活用していくことを説明する。	・生徒の関心を高める。 ・環境への影響や国際的な立場について問題提起。
発展	15 分	2.クレジットカードの支払方法、債務整理と多重債務について理解する。 マナブとメグミのお金のキホン BOOKp31～33、40 で確認。(5 分) ■クレジットカードの支払方法 一括払い：手数料がかからない、マンスリークリアとボーナス一括払い 分割払い：手数料が必要、3 回以上に分割して支払う リボルビング払い：毎月の支払額を決めて利用代金の残高が無くなるまで支払う →元利均等返済方式と元金均等返済方式の違いを理解する ■債務整理の種類 ・任意整理 ・個人再生手続き ・自己破産 ■総量規制 平成 22 年施行 個人が利用する借入が年収の 3 分の 1 に制限 →自己破産件数が減少傾向から微増傾向に転じている 理由：総量規制を受けないカードローンの普及、住宅ローンや奨学金の返済困窮など	○消費者問題とその解決法について知る。 【知】
	12 分	3.悪質商法の種類と内容について理解する。 ①アポイントメントセールス ②開運商法・靈感商法 ③キャッチセールス・モニター商法 ④サクラサイト商法 ⑤催眠商法・SF 商法 ⑥就職・求人商法 ⑦ネガティブ・オプション ⑧マルチ商法 ⑨架空・不当請求 ⑩振り込め詐欺 ⑪デート商法 ⑫点検商法	○悪質商法について知る。 【知】
	5 分	4.架空サイト、個人情報の暗号化それぞれのマークを理解する。 オンラインマーク、ノートンセキュアドシール、SSL/TLS	○オンラインの安全性について知る。
	12 分	5.消費と環境に関する正しい知識を身に付ける。 ①SDG s (Sustainable Development Goals) ②フードロス ③ファッショ ④企業の姿勢 企業の社会的責任 CSR (corporate social responsibility) ・ISO14001 ・ESG 投資 ・エコ・ツーリズム ・グリーン・ツーリズム ☆デジタル・ディバイド：PC やスマホを使いこなせるかどうかで機会の格差が生じること → 情報リテラシーの必要性、重要性 ⑤消費者の権利と責務 ・国際消費者機構 (CI) 消費者の 8 つの権利と 5 つの責務 ・消費者基本法第 2 条 消費者の 8 つの権利	○国際目標について知る。 【知】 ○日本の現状、社会の現状について知り、それに対する解決法について考える。 【思】
まとめ	3 分	6.消費行動と環境、経済との関係についてまとめる。 消費者の行動は社会や経済、環境などに大きな影響を与えること、消費者としての権利と責務を理解して消費者市民社会を実現していくために一人ひとりがどのようにしていけばよいか、日常生活の中で考えていく必要があることを理解させる。	

5 時間目

(1) 目標 消費者問題の事例について理解し、その心理的側面と解決法について考える。

(2) 展開

		思考力・判断力・表現力を育成するための学習法	協調学習（ジグソー法）
過程	時間	学習活動	指導上の留意点／○は評価
導入	5 分	1.「若者が狙われやすい悪質商法」について、被害者・カウンセラー・弁護士それぞれの役割で考えることで、悪質商法への対処法を具体的に理解する。 ・タイムスケジュールを説明する。 ・ホームグループ、エキスパート ABC について説明する。	・生徒の関心を高める。 ・ジグソー法での活動について説明する。
発展	10 分	2.エキスパート活動を行う。 A: 若者（被害者） B: カウンセラー C: 弁護士で、それぞれが担当する役割に必要な情報を理解し、自分の言葉で説明できるようにする。（10 分） 〈エキスパート活動の流れ〉 A: 被害者 若者が狙われやすい悪質商法事例 1, 2 を読んで、自分の言葉で被害状況などを説明できるようにする。 B: カウンセラー 人はなぜ騙されるのか、消費者心理を理解し、若者にアドバイスできるようにする C: 弁護士 悪質商法防止のための法律や制度を理解し、若者に適切な解決策を提示できるようにする	○与えられた情報を読み取り、他の班に説明できるようにさせる。 【関・思】
	10 分	3.ジグソー活動を行う。 若者が被害事例 1, 2 を説明、カウンセラーは消費者心理を踏まえたアドバイスを、弁護士は法律や制度を踏まえた解決策の提示を行う（10 分） 〈ジグソー活動の流れ〉 ①被害者が悪質商法事例 1 又は 2 を説明する。 ②カウンセラーは、事例のどの部分が騙しのテクニックなのか、消費者の心理が歪められてしまう理由なのかを説明する。 ③弁護士は、加害者の行動や被害者の対応を確認しながら、法律や制度を踏まえた解決策を提示する。	・活発な意見交換ができていないか、参加できない生徒はいないか机間指導を行う。 ・スムーズに移動させる。
	10 分	4.クロストーク活動と発表を行う。 ホームグループに戻り、事例 1, 2 に対して「騙されてしまった心理」、「それを選んだ理由」、「解約に使える法律・制度」をグループ内でまとめ、発表する。（10 分） 〈クロストーク活動の流れ〉 ①それぞれがエキスパート活動とジグソー活動で収集した情報の説明を行う。 ②「騙されてしまった心理」、「それを選んだ理由」、「解約に使える法律・制度」を話し合い、ワークシートに纏める。 ③それぞれのグループで纏めた内容をシェアする。	・スムーズに移動させる。 ○それぞれに持ち寄った情報から発表内容をまとめさせる。 【関・思】
	5 分	5.シェア内容について確認を行う。 事例 1, 2 について「騙すテクニック」、「騙される心理」、「解約に使える法律・制度」について確認する。（5 分）	○情報交換からどのように結論を導いているかを観察する。【思】
まとめ	10 分	6.消費者被害の事例研究を通して分かったことなどについてまとめる。 活動を通して分かったこと、感じたことなど、自分の考えをまとめる。（10 分）	・エキスパート資料の解説をする。 ○各班からの発表内容と自らの考えをまとめさせる。【関・思】

社会への扉 ～家庭基礎～

☆ 何をどうやって買う？

1 契約

- ① IC カードを使って ② 家族に小遣いアップを ③ パン屋でパンを買う。 ④ アパートを借りる。 ⑤ インターネットで
電車に乗る。 お願いする。 ゲームのアイテムを買う。

(○) () (○) (○) (○)

NACS 作成：思わず伝えたい「消費者市民社会」の話 「買う・支払う・使う・捨てる」の4ステップで育てる消費者市民の芽より

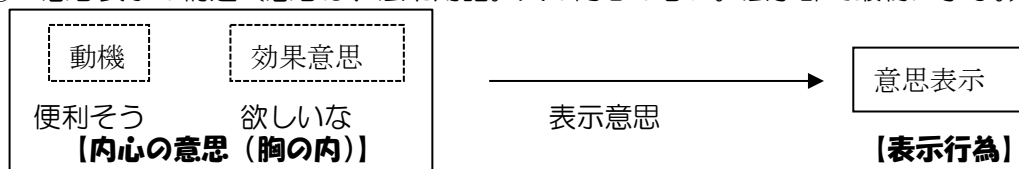
- ・契約とは、法的な(拘束力)を持った約束のことである。
- ・契約の方式は、原則(自由)である。
- ・契約は、(申込み)と(承諾)というお互いの意思の合致によって成立する。
- ・契約が成立すると、消費者には代金を支払う(義務)と商品を受け取る(権利)が発生し、事業者には代金を受け取る(権利)と商品を渡す(義務)が発生する。
- ・一度成立した契約は、どちらか一方の(意思)で、契約をやめることはできない。

☆ 契約の法的解釈～発展学習～

民法改正 平成 29 年 5 月 26 日可決 6 月 2 日公布 埼玉弁護士会より

- ① 民法上の契約は 13 類型
贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、質貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解契約
- ② 契約の成立から履行まで
- ア 契約の成立・有効 = 問題なく成立したか
 - イ 契約の主体 = 契約は誰が行っているか
 - ウ 契約の内容 = 内容はどのようなものか
 - エ 契約の履行 = 契約の内容は履行されたか
 - オ 契約違反 = 契約に違反があった場合はどうすればよいか
- 例) 契約の不成立 ネガティブオプションや名義冒用

- ③ 意思表示の構造(意思は、法令用語。人の内心の思い。法学部で最初に学ぶ。)



- * **意思主義**：申し込みや承諾が有効になされるには、表示に対応した効果意思が必要である。
- * **表示主義**：内心の意思は外からは分からないので、表示の外形があれば有効な意思表示とする。

A 契約の成立・有効

A 心裡留保(しんりりゅうほ) 民法 93

意思表示をする者が、その表示行為に対応する真意のないことを知りながら単独の意思表示をすること。
例) 冗談で、「オレのベンツもういらないから、100円でお前に売ってやるよ。」と言う。

有効 意思主義なら本来は無効。しかし、表示を信じた相手方を保護。
但し、表意者の本意を知れた場合は無効。

B 通謀虚偽表示(つうぼうきぎひょうじ) 民法 94

相手方と通じて、真意でない意思表示をすること。

例) Aが自己所有の不動産に対する債権者からの差押えを逃れるために、仲間のBと通じて、A所有の不動産をBに売却したように偽装して、登記名義もBに移転するというような場合(財産隠し)

無効 意思主義の結論。しかし、「善意の第三者」には対抗できない：民法 94 II

C 錯誤(さくご) 民法 95

意思と表示の不一致を表意者が知らないこと。

例) ある油絵が真作であるか売主にたしかめて買ったが、偽物であった場合、錯誤により売買契約は無効

無効 民法改正により取り消しに変更

D 詐欺・脅迫 民法 96 I

取り消しができる

イ 契約の主体

A 権利能力＝誰がなれるのか

権利能力（契約の当事者となれる資格）を持つ者＝自然人および法人。
例）いくら賢くても猿や犬はダメ

B 意思能力

有効に意思表示ができる能力。

例）2歳児は？認知症の高齢者は？泥酔者は？

*代理制度 権利能力はあるが、意思表示ができない→代理制度（成年後見人など）

*民法改正によって新設（民法3の2）意思能力がなければその意思表示は無効

C 行為能力

能力的に劣った人を保護する制度。

例）未成年者、成年後見制度（認知症、知的障害、精神障害などの理由）

*未成年 民法753 婚姻した場合は成年とみなす 民法5Ⅰ 法定代理人（保護者）の同意が必要
民法5Ⅱ 同意がなければ取り消しができる 民法21 年齢を詐称すると取り消せない

ウ 契約の内容

内容が有効でなければ法律上効力を持つことができない。

A 確定性

契約内容が確定できるものでなければならない。

例）「何かあげよう」「いいものをあげよう」＝内容不確定

B 実現可能性

実現不可能なら無効。

例）月までの運送契約。売りたい物が火事で焼失など。

C 適法性

違法性のある契約はできない。

例）ピストルや麻薬など、売ってはいけないものを契約の対象としている場合は無効。

D 社会的妥当性

公序良俗に反する内容であってはならない。

例）犯罪行為、取り締まり規定に反する行為（有毒食品、禁止薬物など）、人倫に反する行為（人身売買、売春など）、射幸行為（博打に関する金銭の貸し借り）

☆契約の無効・取消

A 無効

① 契約内容が有効要件を満たさない

② 意思の不存在＝意思無能力・心裡留保・虚偽表示

B 取消

初めから無効とみなされる（民法121）不当利得が生じる。

制限行為能力者については現存利益の返還で足りる（改正民法121の2Ⅲ）

追認ができる（民法122）行使期間＝追認できるときから5年、行為時から20年（民法126）

☆契約の効力

A 契約の効力

当事者は契約の内容に拘束される→根拠は当事者間の約束・合意

「契約自由の原則」（民法521 改正により新設）→どんな契約をしても自由

B 契約の基本的効力

→契約が履行されなかった場合

契約内容の履行を相手に求めることができる → 代金の支払い、物の引き渡し、不動産登記の移転など
相手方が応じなければ訴訟を起こして強制的に履行→履行しない場合は金銭的な損害賠償請求ができる

2年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____

☆契約書を読んでみよう～発展学習～

別紙の「ブラックプラン」を熟読し、おかしいと思うところにマーカーを引きましょう。

☆クーリング・オフできるのはどれ？ 独立行政法人 国民生活センターのホームページより

- ① 今日、お店で気に入って帽子を購入したが、家で鏡に映してみるとどうもしっくりこない。
- ② 1週間前、通信販売で家具を購入したが、届いてみると大きすぎて部屋に入らない。
- ③ 3日前、訪問販売で持っていた布団を下取りに出して、新しい布団を購入した。すでに2晩使用している。
- ④ 5日前、電話勧誘で健康食品を購入する契約をし、届いた10箱のうち1箱を自宅で開封して少し飲んでしまった。
- ⑤ 6日前、訪問販売で屋根のリフォーム工事を勧められ契約した。工事は完了している。
- ⑥ 10日前、人に紹介するだけで簡単に儲かると知人に誘われ化粧品を購入したが、誰も勧誘できず儲からない。

☆ネットショップの怪しいところを 指摘してみよう！

The screenshot shows a web browser window with the address <http://www.〇△×□-shop.com>. The website has a yellow background and a navigation bar with links: ホーム, 商品一覧, 返品退却について, お問い合わせ. The main content area features two products:

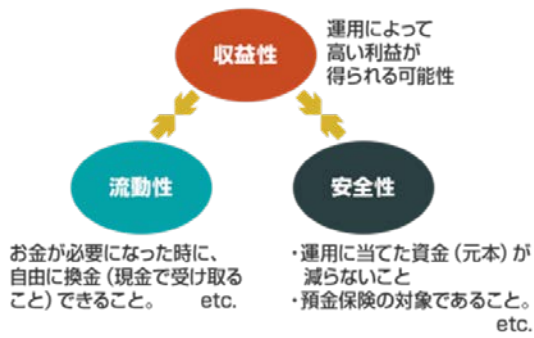
- Product 1:** A red handbag. Text: 人気ブランド無類のバックで、今期最も注目されている最新モデル！
Buttons: 購入する (在庫あり)
Price: 50,000円 → 10,000円 (80%OFF)
- Product 2:** A brown wallet. Text: △△のロゴが刻印された上品なデザインが人気の財布！
Buttons: 購入する (在庫あり)
Price: 35,000円 → 3,500円 (90%OFF)

At the bottom, there is a section for 会社概要 (Company Overview) and 支払方法について (About Payment Methods):

会社概要
〇〇ショップ販売店
住所：東京都千代田区
連絡先：〇〇@abc.com

支払方法について
銀行振込
送料・配送について
送料無料！三日か五日届けます！

(消費者庁ウェブサイトを参考に作成)



<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-c/7220/>より

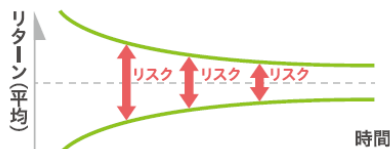
お金”や、“急な出費に備えたお金”はリスクのある投資には向きませんので、注意しましょう。

投資を行う場合は、自分がどの程度のリスクをとることができるか（リスク許容度）を考え、リスクをコントロールすることも大切です。リスクを軽減する方法は以下の3つがあります。

投資期間を長期間にする（長期投資）

長期運用とは？

数か月や1年などではなく、5年、10年といった長期間で運用成果をあげることを目標に運用する考え方。



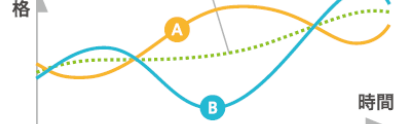
投資先を一つに限定せず、複数の投資先に投資する（分散投資）

分散投資とは？

たとえば国内株式で運用する商品と、海外債券で運用する商品を同時に購入すると、一度に暴落するリスクを抑えられます。

分散投資のイメージ図

AとBを1:1で購入したときの資産価格の動き



※手数料等は含まない

同一の金融商品を定期的に一定額または一定量ずつ購入する（積立投資）

例えば同じ株式を「A.最初にまとめて5万円購入した場合」と「B.毎月1万円ずつ5か月にわたって（合計5万円）購入した場合」を比べてみると…

以下のような株価の動きをした場合

Bでは、高いときに買い過ぎたり、安い時に買い損ねることを避けられます。

株価の動き	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	合計	平均購入単価	評価額
A 最初にまとめて投資した場合	購入額 5万円	—	—	—	—	5万円	500円	50,000円
	株数 100株	—	—	—	—	100株		
B 毎月1万円ずつ投資した場合	購入額 1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	5万円	425.5円	58,750円
	株数 20株	12.5株	25株	40株	20株	117.5株		

※ドル・コスト平均法によって投資収益が確実になるものではなく、例えば、購入する金融商品の価格が下落し続けた場合などは、損失を被ることがあります。

各制度の特徴

	NISA	つみたてNISA	iDeCo
購入方法	随時（積立でも可）	定期・定額の積立で	積立で
年間の購入可能額	年間120万円	年間40万円	各自の職業、加入している年金の制度により異なる
対象商品	株式、投資信託等	一定条件を満たす投資信託等	投資信託、定期預金、保険商品等（金融機関により異なる）
非課税で運用できる期間	5年間（ロールオーバーあり）	20年間	60歳以降の各自の受け取り開始年齢まで
税制優遇			
提出時	—	—	提出額が全額所得控除
運用益に対して	運用益に対して非課税	運用益に対して非課税	運用益に対して非課税
受取時	—	—	公的年金等控除、退職所得控除の対象
制度を利用して商品を購入できる期間	2023年まで	2037年まで	—
途中引き出し・売却	可能	可能	原則不可（60歳まで）
その他の注意点	いったん売却した投資等は、同じ年に再利用できない NISAとつみたてNISAの併用はできない 特定口座や一般口座との損益通算不可		別途、口座管理手数料等がかかる

※利用可能年齢はすべて20歳以上の居住者等

2年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____

「ブラックプラン」契約書（略）

（本契約の適用）

第1条 DocomauBank 株式会社（以下、「甲」という。）は、利用者（以下、「乙」という。）と、この通話・通信サービス契約（以下、「本契約」という。）を締結し、これにより、利用者に本件通話・通信サービスを提供します。

（営業区域）

第2条 本件通信サービスの営業区域は、東京都区内のみです。ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本件通信サービスを利用することができない場合がありますが、乙はそれを了承したものとします。

（通話料）

第3条 通話料は次の表のとおり（税抜価格）である※1。

通話料	
甲携帯電話宛て	甲携帯電話宛以外
無料	200 円／3 秒

（メール・ウェブ料金）

第4条 メール・ウェブ料金は次の表のとおりである※1。

	メール		ウェブ・パケット通信料	
	SMS			MMS（送信・読出料）
	送信	受信		
甲携帯電話	無料	無料	無料※2	無料※3
上記以外	無料	無料		

（料金の計算方法、契約解除料）

第5条 甲と新たに加えられるお客様がお申し込みの場合は、加入日から適用（基本使用料は日割り計算）となります。甲をすでにご利用中のお客様がお申し込みの場合は翌月請求分からの適用となります。

2 本契約は、適用開始日から翌請求月末を1ヶ月として、請求月単位で56ヶ月目の末日に契約期間が満了となります。この場合、お客様からの解除の申し出がない限り、本料金プランは契約期間の満了日に翌請求月（以下、「更新月」と記載します。）から56ヶ月の自動更新となります（以降も同様に続きます。）。なお、解除の申し出は56ヶ月目の末日までの7日間に甲所定の書面にて申し出を行う必要があります。

3 前項の解除の申し出以外の方法で、甲携帯電話を解約された場合※4、契約解除料として300,000円をお支払いいただきます。

（基本使用料等の支払い義務）

第6条 乙は、その契約に基づいて甲が利用回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。）について、料金等の適用に規定する基本使用料及び通話料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本件通信サービスを利用することができず、それが利用者の責によらない理由によるものであっても、料金の支払いは、利用者はその期間中の料金支払いを要します。

（初期契約解除制度）

第7条 甲は、乙が初期契約解除の権利を放棄することを確認します。万一、乙が同権利を行使した場合には、違約金として契約解除料相当額を、お支払いいただきます。

（合意管轄）

第8条 乙と甲の間とでこの本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、甲の本社所在地（アメリカ合衆国ネバダ州）を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第9条

この本契約の成立、効力、解釈及び履行については、アメリカ合衆国ネバダ州法に準拠するものとします。

※1 基本通話料、基本通信料がそれぞれ8,000円／月かかります。

※2 海外でのご利用には通信料がかかります。

※3 パソコンなどの外部機器に接続した通信は、1パケットあたり5円別途かかります。

※4 名目のいかんを問わず、料金の支払いを1回でも怠った場合には契約は解除されます。

「ブラックプラン」契約書（略）

（本契約の適用）

第1条 DocomauBank 株式会社（以下、「甲」という。）は、利用者（以下、「乙」という。）と、この通話・通信サービス契約（以下、「本契約」という。）を締結し、これにより、利用者に本件通話・通信サービスを提供します。

（営業区域）

第2条 本件通信サービスの営業区域は、東京都区内のみです。ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本件通信サービスを利用することができない場合がありますが、乙はそれを了承したものとします。

（通話料）

第3条 通話料は次の表のとおり（税抜価格）である※1。

通話料	
甲携帯電話宛て	甲携帯電話宛以外
無料	200 円／3 秒

（メール・ウェブ料金）

第4条 メール・ウェブ料金は次の表のとおりである※1。

	メール		ウェブ・パケット通信料	
	SMS			MMS（送信・読出料）
	送信	受信		
甲携帯電話	無料	無料	無料※2	無料※3
上記以外	無料	無料		

（料金の計算方法、契約解除料）

第5条 甲と新たに加えられるお客様がお申し込みの場合は、加入日から適用（基本使用料は日割り計算）となります。甲をすでにご利用中のお客様がお申し込みの場合は翌月請求分からの適用となります。

2 本契約は、適用開始日から翌請求月末を1ヶ月として、請求月単位で56ヶ月目の末日に契約期間が満了となります。この場合、お客様からの解除の申し出がない限り、本料金プランは契約期間の満了日に翌請求月（以下、「更新月」と記載します。）から56ヶ月の自動更新となります（以降も同様に続きます。）。なお、解除の申し出は56ヶ月目の末日までの7日間に甲所定の書面にて申し出を行う必要があります。

3 前項の解除の申し出以外の方法で、甲携帯電話を解約された場合※4、契約解除料として300,000円をお支払いいただきます。

（基本使用料等の支払い義務）

第6条 乙は、その契約に基づいて甲が利用回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。）について、料金等の適用に規定する基本使用料及び通話料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本件通信サービスを利用することができず、それが利用者の責によらない理由によるものであっても、料金の支払いは、利用者はその期間中の料金支払いを要します。

（初期契約解除制度）

第7条 甲は、乙が初期契約解除の権利を放棄することを確認します。万一、乙が同権利を行使した場合には、違約金として契約解除料相当額を、お支払いいただきます。

（合意管轄）

第8条 乙と甲の間とでこの本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、甲の本社所在地（アメリカ合衆国ネバダ州）を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第9条 この本契約の成立、効力、解釈及び履行については、アメリカ合州国ネバダ州法に準拠するものとします。

※1 基本通話料、基本通信料がそれぞれ8,000円／月かかります。

※2 海外でのご利用には通信料がかかります。

※3 パソコンなどの外部機器に接続した通信は、1パケットあたり5円別途かかります。

※4 名目のいかんを問わず、料金の支払いを1回でも怠った場合には契約は解除されます。

家庭経済 [1] ～家庭基礎～

☆ 現代の消費社会

1 消費者信用 (東京書籍 家庭基礎 学習ノートより)

問題 消費者信用について、当てはまる説明を選択肢から選び、記号で答えよう。

- (1) 販売信用 (**ウ**) (2) 消費者金融 (**イ**) (3) 担保 (**ア**)

選択肢	ア 債権の安全・確実を保証するために債務者が債権者に提供するもの。
	イ キャッシングやローンのように、金融機関や金融業者から金銭を借りる取引のこと。
	ウ 消費者の信用をもとに商品代金を後払いすること。

2 カードの種類 (東京書籍 家庭基礎 学習ノートより マナブとメグミのお金のキホン BOOKP.19 ～)

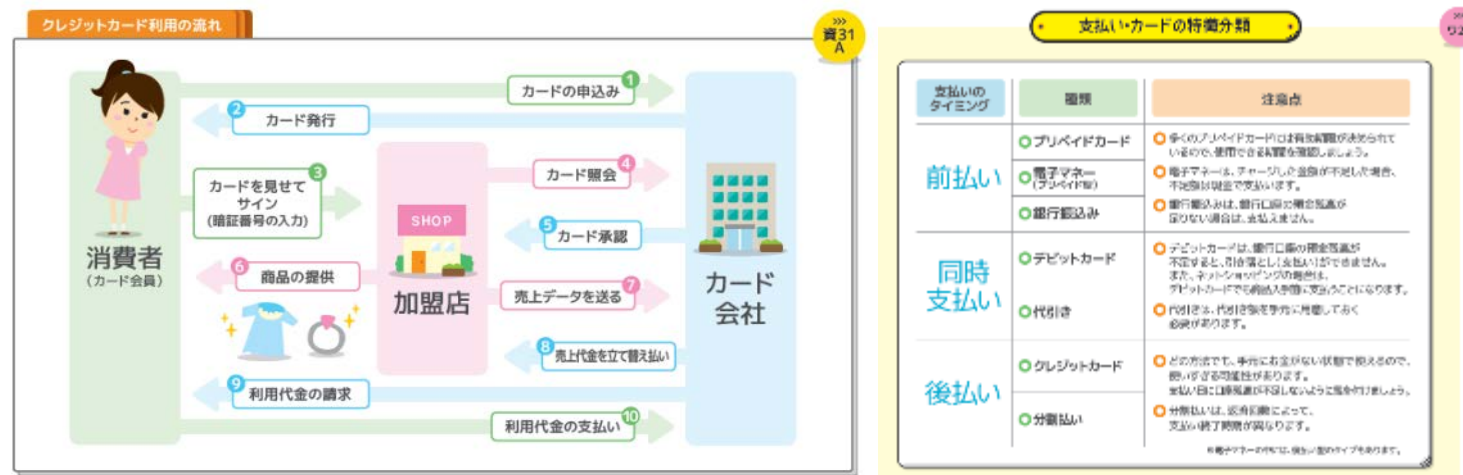
カード名	① プリペイドカード	② 電子マネー	③ デビットカード	④ クレジットカード
内容	あらかじめ代金を払って購入し、その金額分だけ支払いに利用できる前払い方式のカード。	あらかじめ代金を機械を使って入金し、その金額の分だけ支払いに利用できるカード。	キャッシュカードの付属機能で、代金を利用者の口座から手数料がかからず即時引き落とされるカード。	利用代金を、自分の口座から後払いできるカード。
種類	⑤ 前払い	⑥ 前払い	⑦ 同時払い	⑧ 後払い

「FeliCa (フェリカ)」方式

非接触 IC カード技術方式。かざすだけで高速データ送受信。データは何度も書き換えられ、カード本体を再利用できる。厳重なセキュリティも実現。

「QR コード決済」

スマートフォンで QR コードを読み取って、紐付けられたクレジットカードや事前にチャージした電子マネーなどで支払うこと。



【 TechCrunch Japan 「国内キャッシュレス決済カオスマップ(2019 年 1 月版)」】

(掲載略)

問題 クレジットカードについて、空欄に当てはまる語句を選択肢から選び、記号で答えよう。

(東京書籍 家庭基礎 学習ノートより)

クレジットカードとは、カード会社が利用者の^①(**エ**)を元にするカードのことで、カードを作るためには発行を申請してから数週間かかる。届いたカードには裏面に必ず^②(**カ**)をしないと、万が一の際に補償されない。必要な時に利用できて便利だが、後払い方式で^③(**イ**)であることを忘れてはならない。支払いを終えるまでは、購入した商品は^④(**ク**)の所有であり、支払えないときは商品を没収されたり、^⑤(**ウ**)が発生する。複数のクレジットカードを所有し利用すると、自分の所有する金額以上の利用をしてしまうことがあるので気を付けなければならない。また、紛失や盗難、フィッシングやスキミングにより悪用される危険性も念頭に置き、人に貸したり暗証番号も教えないようにする。身に覚えのない請求などは、すぐに^⑥(**オ**)^⑦(**ク**)に連絡する。カード番号とカード会社の^⑧(**ア**)をメモしておいたり、利用時の控えは、後日カード会社から送付される

^⑨(**キ**)と必ず照合し、完済するまでしっかり保管しておく。

選択肢	ア 連絡先	イ 借金	ウ 遅延損害金	エ 信用	オ 警察	カ 署名
	キ 利用明細書	ク クレジット会社				

クレジットカードの支払方法

(一括) 払い：手数料がかからない。

マンスリークリアとボーナス一括がある。

(分割) 払い：手数料が必要。3回以上に分割して払う。

(リボルビング) 払い：利用額にかかわらず、毎月決めた額ずつ支払う方法。

手数料から支払うので支払いは長くなる。

支払い方法による支払い額の違い			
10万円のノートパソコンをクレジットカードで購入する場合			
	一括払い	3回払い	15回払い
月々の支払い額	100,000円	34,170円	7,353円
手数料の総額	0円	2,510円	10,295円
支払い総額	100,000円	102,510円	110,295円

債務整理

(任意整理) : 貸金業者と弁護士・司法書士の交渉によって、利息をカットして月々の返済額を見直す。裁判所を介さないことなどから、リスクやデメリットが少なく、最も利用者が多い。

(民事再生) : 裁判所を通して、借金を5分の1程度に圧縮(減額)し、3~5年で完済する手続き。継続した収入を得ていることが条件。

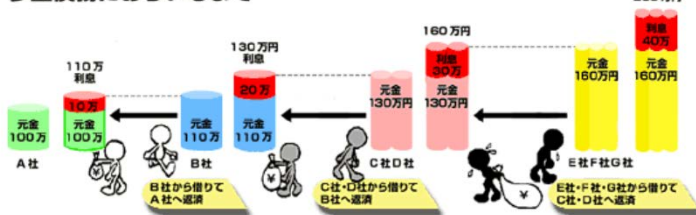
(自己破産) : 裁判所に借金の返済ができないことを伝えることで、税金以外の返済を全額免除してもらう手続き。借金はなくなるが、家や車などの財産は失ってしまう。

☆ (ギャンブル) などの浪費は認められない。

注意!! 多重債務により自己破産するとどうなるの?

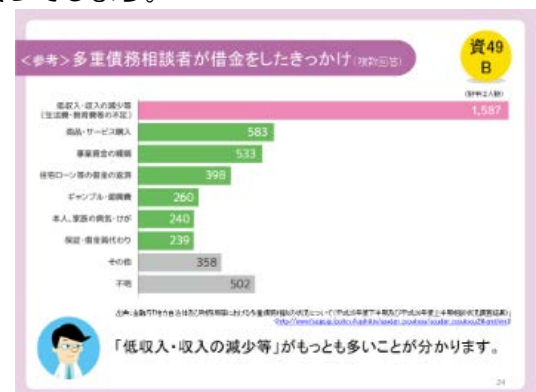
- ★ 官報に名前が載る。
- ★ 家、車などの資産はすべて手放すことになる。
- ★ 5~7年はクレジットカードを使えない。
- ★ 特定の仕事に就けない、会社の役職はやめなければならない。

多重債務におちいるまで



<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-d/3785/>

全銀協webサイトより



☆ 悪質商法

1 種類 (実教出版 生活学ナビ 資料+成分表 2019 資料集P.85)

① (アポイントメントセールス) 「あなたの電話番号が当選した」等と勧誘目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、長時間にわたり強引な勧誘を行い、商品やサービス売り付けの商法	② (開運商法・靈感商法) 「あなたの家には、悪霊が取りついている」等と、人の不幸や不安に付け込み、高額な印鑑や壺、数珠等を売り付ける商法	③ (キャッチセールス、モニター商法) 駅や繁華街の路上でアンケート調査等と称して近づき、喫茶店や営業所に連れ込み、商品売買や役務の提供等の契約を結ばせる商法 モニター料で商品代金は相殺され、逆に儲かると勧誘するモニター商法との併用もある。
④ (サクラサイト商法) 有料サイト運営業者に雇われたサクラ(=偽の客)が、芸能人などを装って被害者を巧みな口説き文句でだまし、有料サイトに誘導してお金を払わせる詐欺。	⑤ (催眠商法・SF商法) 無料または格安商品を提供し、巧みな話術で気分を高揚させて高額な商品売りつける。最初に行った新製品普及会の名からSF商法ともいう。	⑥ (就職・求人商法) 求人募集を装って商品やサービス売りつける。「〇〇士」資格試験が免除になるとだます方法を「士(さむらい)商法」という。不景気に増加。
⑦ (ネガティブ・オプション) 注文していない商品を勝手に送りつけて代金を支払わせる。送りつけ商法、押しつけ商法ともいう。	⑧ (マルチ商法) 連鎖販売取引。会員を増やせば報酬が増えると勧誘し、高額な契約をさせる。無理な勧誘は知人から敬遠され、会員が増やせず販売予定の商品が負債となる。	⑨ (架空・不当請求) 手紙や携帯メールなどで「アダルトサイト利用料」など様々な理由をつけて請求書を使い、不安にさせて高額な金額をだまし取る詐欺。
⑩ (振り込め詐欺) 電話や手紙で相手をだまして信用させ、お金を金融機関に振り込ませる。「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」などの総称。	⑪ (デート商法) 男女間の感情を利用、デートの誘うと思わせて高額商品を買わせる。恋人商法ともいう。	⑫ (点検商法) 家屋の点検にきたといって訪問し、「白アリ被害がある」「工事しないと危険」などと、事実と異なることをいって契約させる。

★ネットショッピング (資料集P.86)

架空サイトを見分けるマーク

(オンラインマーク)

(ノートンセキュアドシール)

オンラインマーク
(掲載略)

ノートンセキュアドシール
(掲載略)

個人情報暗号化するマーク

(SSL/TLS)

SSL/TLS の図
(掲載略)

消費者被害防止！だまされやすさを測る心理傾向チェック (消費者庁)
(掲載略)

家庭経済 [2] ～家庭基礎～

☆ 消費と環境

1 SDGs (Sustainable Development Goals)

国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省)

2 フードロス

☆人が食べるためにつくられた「食品」の価値が失われたり、捨てられたりすることを「フードロス」という。単純に家庭や料理店での食べ残しだけでなく、生産するときに出る規格外の農産物、保存時にカビが生えた貯蔵品、流通時のパッケージ変更による廃棄など、生産、加工、消費の各段階で食べられるのにもかかわらず、捨てられているものを含んだ概念。

【農林水産省資料「日本の食品ロスの現状」

WFP 資料「ハンガーマップ 2018」】

(掲載略)

3 ファッション

「どれだけの服が捨てられたか？」 (60%)

コペンハーゲンのシンクタンク「GLOBAL FASHION AGENDA」の年間レポートによれば、2015年の時点で、生産された洋服の年間消費量が40%の6,200万トンに対し、廃棄量は約1.5倍の9,200万トン。廃棄量を枚数に換算すると、全世界で毎年約3,000億着の服が捨てられていることになります。廃棄服の82%は、焼却や埋め立てで処分され、わずか18%しかリユースやリサイクルは行われません。

【For Fashion Future ウェブサイト資料

(<https://note.com/forfashionfuture/n/n6482f179a9a9>)】

(掲載略)

4 企業の姿勢

(企業の社会的責任: CSR Corporate Social Responsibility の略)

企業が自社の利益のみを追求するだけではなく、すべてのステークホルダー（消費者や投資家に加え社会全体などの利害関係者）を視野に経済・環境・社会など幅広い分野での社会全体のニーズの変化をとらえ、それらをいち早く価値創造や市場創造に結び付けることによって、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化やより良い社会づくりを目指す自発的な取り組み。

ISO14001

企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格

ESG 投資

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資

【ESG 投資資料 (au カブコム証券作成)

ESG 投資とは? (毎日新聞 2018年10月31日 東京朝刊)】

(掲載略)

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

☆生活情報の活用

PCやスマホを使いこなせるかどうかで機会の格差(デジタル・ディバイド)が生じる。情報を活用する能力(情報リテラシー)が問われている。

5 消費者の権利と責務

国際消費者機構(CI)消費者

- 安全を求める権利
- 生活の基本的ニーズが保障される権利
- 知らされる権利
- 選択する権利
- 意見を反映させる権利
- 補償を受ける権利
- 消費者教育を受ける権利
- 健全な環境を享受する権利

- 批判的意識をもつ責務
- 主張し行動する責務
- 社会的弱者への配慮をする責務
- 環境への配慮をする責務
- 連帯する責務

の8つの権利と5つの責務

消費者の8つの権利 消費者基本法 第2条

- 1 消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- 2 健全な生活環境が確保される権利
- 3 安全が確保される権利
- 4 選択の機会が確保される権利
- 5 必要な情報が提供される権利
- 6 教育の機会が提供される権利
- 7 意見が施策に反映される権利
- 8 被害の救済がなされる権利

若者が狙われやすい悪質商法 事例集

エキスパート A

【事例 1】20 歳の誕生日に高校時代の友人から「人生を変えてやる」と電話で呼び出された。食事をしながら友人から、投資用 DVD を購入してから自分の人生が変わったことなどを聞かされた。さらに、「投資の話に詳しい人がいて、話だけでも聞いてほしい」と言われ、断りきれずにそのまま別の喫茶店で販売業者と会った。販売業者から「月に少なくとも 20 万円は稼げる」と言われ、投資用 DVD の説明を受けた。

この時には人を紹介することでお金をもらえるとは思ってもみなかったし、友人を信頼していたので、とても断れる雰囲気ではなく、約 60 万円で投資用 DVD を購入する契約に同意した。

翌日、お金の借り方を友人から指南されたとおり、指定された学生ローン複数社から「車を買う」という名目で合計約 60 万円を借りた。

再び喫茶店に行き、販売業者に代金として現金約 60 万円を渡し、契約書に記入して投資用 DVD を受け取った。

実際の投資のやり方などについて販売業者に聞いたがなかなか教えてもらえず、やっと証券口座の開設について教えてもらった。しかし、既に投資用 DVD を購入した際の借金を返済するのに精一杯で投資するお金自体がなかった。

販売業者に「借金の返済に困っている」と言うと、誰かを紹介すると 1 人につき 10 万円渡すということばかりを強調された。そもそも誰かを紹介することで利益を得られるということを知っていたら絶対に契約はしなかった。解約・返金してほしい。

（20 歳代 男性 学生 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201409_12.pdf より）

【事例 2】

A は、繁華街で若い男性から「雑誌に載るモデルのスカウトをしています。写真を撮らせてもらえませんか？審査を通ったら連絡するので電話番号を教えてください。」と声をかけられ、スマホで写真を撮影し、電話番号を教えた。

翌日、「一次審査を通りました。二次審査の説明をしたいので来て欲しい」と言われ、事務所に行った。勧誘の男性はおらず、その上司と思われる男性から簡単な質問をされた。二次審査も通過して正式に雑誌モデルとして働いて欲しいとのこと。

その際、モデルとして働くために、無料でエステと脱毛を受けられるという説明があった。そして、無料でエステと脱毛を受けるためには形だけでも化粧品を購入する契約をする必要があり、その購入契約についてはクレジットを組むことになるが、クレジット代金はこちら（事業者）で負担すると言われた。（要するにクレジット契約はするものの、A の支払いはゼロ。）問題ないと思いクレジット契約をした。契約書は複写式になっており、クレジット会社との契約も一緒に締結する形式であった。A はその契約書に署名、捺印した。

その際、男性からは、「クレジット会社から確認の電話があると思うが、契約したことは間違いないと答えて欲しい。クレジット料は販売会社が負担するということはいわないで欲しい。」といわれた。

契約をした翌日にクレジット会社から A に電話で確認があったが、A は担当者の指示通り、「契約したことは間違いない。」ということを書き、業者がクレジット料金を負担するということとは話さなかった。

契約後、1 年くらいは毎月のクレジット料金が業者から支払われ、A の負担はなかった。一方、A は無料でのエステや脱毛を何回か受けていた。ただ、A も無料で受けられるというのが何か怪しいのではないかと思い始め、やめたいと連絡したところ、業者の方から「では契約自体をクーリング・オフしてしまい、以後支払わなくて良いようにするから」といわれた。A は業者のいうことに従い、クーリング・オフ通知を出してもらった。その結果、以後、クレジットの請求はされなくなった。

以上により、A は、この件はすべて終わったと思っていたところ、2 年ほど経ってから、まだ残額があるとして、クレジット会社が A に対して訴訟提起をしてきた。

（20 歳代 女性 学生 埼玉県 国民生活センター事例より）

だまされやすい人の類型

- ・流行や権威に盲従しやすい人 ・自信家の人 ・欲望が強い人 ・経験や知識が不足している人
- ・不安感が強い人 ・悩みが多い人 ・孤独で相談相手がいない人 などなど

なぜ、消費者はだまされるのか

- ・イメージよりも精密なデータ等を重視する人（男性に多い）
→デジタルな情報・スペックに偏向しがち
- ・精密なデータよりもイメージを重視する人（女性に多い）
→口コミや体験談など根拠があいまいな情報を真正な情報と誤解しがち

☆だまされる理由は年齢により異なる

一般的に 若い人・・・知識や経験不足からくる心理的不安。
高齢者・・・加齢による、記憶力・認識力等の低下。知的体力の衰退。

消費者をだますテクニック 1

☆ フット・イン・ザ・ドア

まず、小さな頼みごとを受けてもらってから、（本来の目的の）大きな頼みごとを受けてもらうというテクニック。日本では段階的要請法とも呼ばれています。

◆フット・イン・ザ・ドアの使用例

- ①街角で A：「署名活動をしているのですが、署名だけでもご協力いただけますか？」
B：（署名するだけならいいか）「はい」
A：「ありがとうございます。もしできたら募金をお願いできませんか？少しでもいいので」
B：（えっ。募金？仕方ないなあ、署名しちゃったし）「はい」

- ②デパートで A：「試着だけでもしてみませんか？」
B：（今日は買う気ないんだけど、試着だけならいいかな）「はい」
A：「とてもお似合いですね。今日の服にもぴったりです」
B：（買うつもりなかったけど。試着しちゃったしなあ）「じゃあこれ、もらおうかな」

上の例の場合、いきなり「募金してください」「買ってください」と言われてもなかなか承諾しないでしょう。ですが、**最初の小さな要求（署名・試着）を承諾したことによって、次の大きな要求（募金・商品の購入）も承諾してしまう**のです。

☆ ドア・イン・ザ・フェイス

まず、わざと大きな頼みごとをして一度断らせてから、（本来の目的の）小さな頼みごとを承諾してもらうというテクニック。日本では譲歩的要請法とも呼ばれています。

◆ドア・イン・ザ・フェイスの使用例

- ①家庭で A：「ゴールデンウィークに海外旅行連れて行って！」
B：「海外なんて無理だよ」
A：「そっかあ、じゃあ遊園地ならいい？」
B：「それならいいよ」
- ②職場で A：「〇〇さん、今日3時間ぐらい残業できる？」
B：（えっ、3時間！嫌だなあ）「申し訳ありませんが、今日は…」
A：「30分でもいいから、お願いできないかな」
B：「30分ならいいですよ」

この場合、「遊園地に連れて行って欲しい」「30分残業して欲しい」というのが本来の目的なのですが、最初からそれをお願いするのではなく、わざと難易度の高いお願いをします。こうすると**本来の頼みごとが小さな要請に感じられ**、スンナリ承諾してもらえます。

消費者をだますテクニック 2

☆ハロー効果

ある対象を評価するときに、目立ちやすい特徴に引きずられて他の特徴についての評価が歪められる現象のこと。光背効果、後光効果とも呼ぶ。

例) 有名大学を卒業しているからといって、ビジネスパーソンとは限らないのに、仕事ができる人だと評価したり、英語ができる＝仕事ができる、と評価してしまうこと。エステの従業員には美しい人を雇い、こうなれると思わせる など。

☆スリーパー効果

信頼性の低い場所から得た情報でも、時間の経過とともに「信頼性が低い」という認識が薄れ、得られた情報だけが記憶に残り効果を発揮する現象をいう。

例) ネットに掲載されている広告で、「わずか1カ月継続で体重10Kg減！」などといった、いかにも信ぴょう性の薄そうな健康食品を見かけたとします。当初は「こんなの嘘に決まっている」と思っていたのに、しばらく経てみたら、「もしかしたら意外に効果があるのかもしれない」と印象が変わってくる など。

☆バンドワゴン効果

ある製品・サービスを支持する人が多ければ多いほど、顧客がその製品・サービスによって得る満足・安心感が増加する効果のこと。また、流行しているという空気を醸成することによって、その製品・サービスへの支持は一層強くなること。

・バンドワゴン効果：流行性（多くの流行やヒット商品にバンドワゴン効果が作用）

類型

・スノップ効果：希少性、差別化

（限定品や高級品など、誰もが簡単に手に入らないものに人気が集まる）

・ヴェブレン効果：プレミアム感、高価なもの

（製品の価格が高まるほど製品の効用も高まるという効果、高額ブランドを購入する心理）

消費者の心がゆがめられてしまうわけ

☆認知バイアス

ある対象を評価する際に、自分の利害や希望に沿った方向に考えが歪められたり、対象の目立ちやすい特徴に引きずられて、ほかの特徴についての評価が歪められる現象

1 確証性バイアス

人間は自分の考えが正しいか否かを検証する際に、自分の考えを証明する証拠ばかりを探してしまい、反証情報に注目しない傾向が強い。これを確証バイアスと呼ぶ。ある情報が入ってきた場合、その情報と合致する事例が見つかることによって、その情報は正しいと証明されたような気持ちになりやすい。しかし、これは証明を指示する情報が見つかったと言うだけで、反証を支持する情報の方が多い可能性は十分にあり得るのである。

例：血液型診断、占いなど

2 正常性バイアス

人間が予期しない事態に対峙したとき、「ありえない」という先入観や偏見（バイアス）が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働き。何か起こるたびに反応していると精神的に疲れてしまうので、人間にはそのようなストレスを回避するために自然と“脳”が働き、“心”の平安を守る作用が備わっています。

例：東日本大震災で避難しなかった人の心理

3 追認バイアス

ある仮説を肯定する現象ばかりに注目してしまい、否定する現象を無視してしまう現象。

この『追認バイアス』が働いていると、自分の信じていることを裏付けることには容易に気づけますし、場合によっては積極的に探したりします。そして更に、自分の信じていることを否定することにはそれほど注意を向けませんし、ましてやそういうことを積極的に探したりしなくなります。

例：自分が購入した株の追い風ニュースばかり収集する

特定商取引法：訪問販売、通信販売、連鎖販売取引等といった消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象として、消費者保護と健全な市場形成の観点から、特定商取引法を活用し、取引の適正化を図る。

特定商取引法では、事業者の不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」（クーリング・オフ等）を定めている。

販売形態	期間
訪問販売 (キャッチセールス・アポイントメント セールス・SF商法等を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供 (エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・ パソコン教室・結婚相手紹介サービス)	8日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	20日間
訪問購入(押し買いなどを含む)	8日間

不当景品類及び不当表示防止法：商品やサービスの品質、内容、価格などを偽って表示を行う【不当な表示（優良誤認・有利誤認）の禁止】での厳しい規制や、提供サービスに見合わない【過大な景品類の提供の禁止】での景品類の最高額・総額を制限し、不当な顧客誘引の防止を目的に禁止規制をひいている。

消費者契約法：事業者の一定の行為により消費者が「誤認または困惑」した場合に消費者が契約の申し込みまたは受諾の意思表示を取り消すことができる権利を定めた。消費者保護法制の体系化の一環として制定された。消費者が取り消しできる場合とは(1) 重要な事項について事実と異なることを告げられた場合、(2) 将来の不確実な事項について断定的判断を与えられた場合、(3) 消費者にとって不利益となる事実を告げられなかった場合、(4) 消費者の住居または職場から退去しない場合および事業者がその勧誘場所から消費者を退去させない場合である。重要事項説明義務違反には損害賠償義務がある。

【【漫画でよむ】消費者契約法～契約の取消と無効(西宮市) 生活上の経験不足につけ込む商法(公明新聞:2018/3/5 付)】
(掲載略)

消費者団体訴訟制度：消費者団体訴訟制度は、直接の被害者ではない消費者団体が、私たち消費者にかわり、事業者の不当な行為をやめさせるように裁判で請求する制度。事業者の不当な勧誘や不当な契約条項といった、「不当な行為そのもの」の差止めを消費者団体が請求できるようにした。

未成年者契約の取消し：未成年者（20歳未満の者）が契約を行う場合は、法定代理人（親権者等）の同意を得る必要がある。未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができる。契約が取り消されると、代金を支払う義務はなくなり、既に代金を支払っている場合は返金を請求できる。また、商品等を受け取っている場合は現状のまま返品し、使用料を支払う義務はない。

割賦（かっぱ）販売法：クレジット取引等を対象に、事業者が守るべきルールを定めるものであり、（1）購入者等の利益を保護すること、（2）割賦販売等に係る取引を公正にすること、（3）商品等の流通、役務の提供を円滑にすること、を目的としている。

消費者基本法：消費者と事業者との間にある情報力や交渉力などの格差を踏まえた上で、消費者の利益を擁護、増進するため、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定め、消費者の利益の擁護及び増進に関する消費者政策の推進を図ることで、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

電子消費者契約法：電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めたもの。パソコンやインターネットの普及につれ、パソコン操作を誤ったりすることによる消費者トラブルが増えていることを背景にした法律。

若者が狙われやすい悪質商法 事例集とは？

エキスパートA

他の班のまとめ

自分の考えをまとめてみよう！

事例1で騙されてしまった心理（ ）

それを選んだ理由（ ）

解約に使える法律（ ）

事例2で騙されてしまった心理（ ）

それを選んだ理由（ ）

解約に使える法律（ ）

消費者心理～人はなぜ騙されるのか～ とは？

エキスパートB

他の班のまとめ

自分の考えをまとめてみよう！

事例1で騙されてしまった心理（ ）

それを選んだ理由（ ）

解約に使える法律（ ）

事例2で騙されてしまった心理（ ）

それを選んだ理由（ ）

解約に使える法律（ ）

他の班のまとめ

自分の考えをまとめてみよう！

事例1で騙されてしまった心理（ ）

それを選んだ理由（ ）

解約に使える法律（ ）

事例2で騙されてしまった心理（ ）

それを選んだ理由（ ）

解約に使える法律（ ）

消費者被害の事例研究の授業を受けた感想を記入して下さい。

A large, empty rounded rectangular box with a black border, intended for the student to write their impressions of the lecture on consumer victimization case studies.